

法務省民商第1841号

平成14年7月31日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局長商事課長

商業登記規則等の一部を改正する省令等の施行に伴う登記事務の取扱いについて(依命通知)

標記の件については、商業登記規則等の一部を改正する省令(平成14年)法務省令第47号、以下「改正省令」という。)、本日付け法務省民商第1839号民事局長通達(以下「1839号通達」という。))及び同日付け第1840号民事局長通達(以下「1840号通達」という。))をもって示されたところですが、ローマ字その他の符号を用いた商号又は名称(以下「ローマ字商号」という。))の登記に関する事務の取扱いについては、別添「ローマ字商号の登記に関する留意事項」に示された点に留意するよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。